

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税 19) 法人住民税、法人事業税: 義
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》 生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設(一の共同利用施設の取得価額が200万円以上のものに限る。)に係る特別償却制度</p> <p>《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法第44条の3、第68条の24 ・租税特別措置法施行令第28条の5、第39条の52
5	担当部局		厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和2年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯		創設年度 昭和55年 期限切れごとに延長要望(直近は平成31年度税制改正)
8	適用又は延長期間		2年間(令和3年度～令和4年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。</p> <p>生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。</p> <p>本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況 DI がプラスに転じることが必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生関係営業(全産業534万事業所のうち20.2%、全従業者5,687万人のうち11.7%)は国民生活と極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。 一方、その大半が、経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るために、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに、労働環境の改善及び福利厚生の充実等を強力に推進する必要がある。 現在の生活衛生関係営業の業況判断 DI は低調(▲87.4=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」令和2年4-6月期)で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、小規模や事業体である同営業が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、衛生水準の向上等の同営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。 このため、零細で資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の設備投資(共同利用施設取得)を誘引する必要がある。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>29年度:1施設、30年度:0施設、令和元年度:1施設 2年度:1施設、3年度:1施設、4年度:1施設 (※1)令和2年度～4年度は平成29年度～令和元年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出。 中小零細事業者たる生活衛生関係営業者は、生産性の向上、経営コスト低減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要があるが、事業収益の低迷等により、業況判断 DI がマイナスに留まる中、相当の費用を要する共同利用施設などの設備投資を近年見合わせざるを得ない状況にある。 (※2)適用数自体は少ないが、当該施設が設置されたことで生じる生産性向上効果は、当該生活衛生同業組合等の傘下企業全体に波及しうると考えられる。</p>

		② 適用額	(対象施設数)(特別償却対象設備取得額)(特別償却実施見込額) 29年度 1 430百万円 25.8百万円 30年度 0 — — R1年度 1 398百万円 23.9百万円 2年度 1 276百万円 16.6百万円 3年度 1 276百万円 16.6百万円 4年度 1 276百万円 16.6百万円 (※)令和2年度～令和4年度は平成29年度～令和元年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出。
		③ 減収額	減収見込額(法人税) (法人住民税) (法人事業税) 29年度 4.9百万円 0.6百万円 0.9百万円 30年度 — — — R1年度 4.5百万円 0.6百万円 0.8百万円 2年度 3.1百万円 0.4百万円 0.6百万円 3年度 3.1百万円 0.4百万円 0.6百万円 4年度 3.1百万円 0.4百万円 0.6百万円 (※)令和2年度～4年度は平成29年度～令和元年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出。 減収見込額は、法人税は特別償却実施見込額×19%により算出。法人住民税率 12.9%、法人事業税率 3.4%で算出
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 生活衛生関係営業の業況 DI がマイナスに留まる中、共同利用施設などの設備投資を見合わせざるを得ない状況にある(▲87.4=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」令和2年4-6月期)。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られる。当該施設が設置されたことで生じる生産性向上効果は、当該生活衛生同業組合等の傘下企業全体に波及しうることから、本税制措置により当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考える。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化(税収の増大)に寄与する。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	生活衛生関係営業(全産業534万事業所のうち20.2%、全従業者5,687万人のうち11.7%)は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大部分の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点からその持続的な発展の確保することは、特に重要である。 共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生活衛生関係営業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する

			法律の一部改正により条文化され、昭和 55 年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生活衛生関係営業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、地域のセーフティネットとしての役割をこれからも果たしていくためにも、引き続き補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる政策税制としての役割を維持していくことに妥当性がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成 24 年 7 月とりまとめ公表)』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野(少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備)に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。 また、平成 24 年 7 月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成 24 年 7 月 19 日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月